

# 第1部

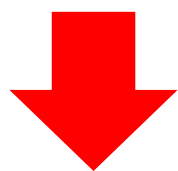
# 財調制度の概要と財調分析の必要性

# 都区財政調整制度の位置づけ

## • 地方自治法

(特別区財政調整交付金)

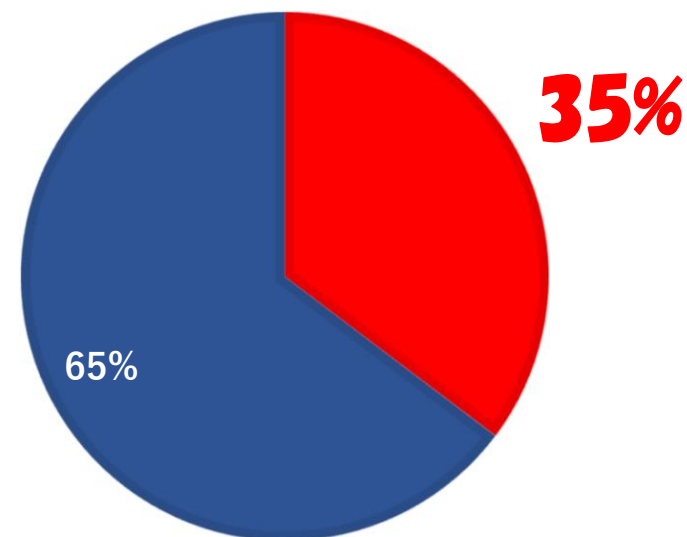
第282条 都は、都及び特別区並びに特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、政令で定めるところにより、条例で、特別区財政調整交付金を交付するものとする。



法定の財源保障制度

## 江戸川区における 財調交付金の収入割合

■ 財調収入額 ■ その他収入額



江戸川区の歳入の約 **1/3** が財調交付金

※令和元年度ベース

# 都区財政調整制度の仕組み

都区の共有財源  
(調整税等)

都  
44.9%

都が行う大都市  
事務の財源

特別区  
55.1%

財政調整交付金  
の財源

※児童相談所業務の移管により、令和2年度より特別区の配分割合が55%⇒55.1%に変更になりました。

財政調整交付金財源  
55.1%

特別区側の財調財源を23区に  
どのように分配するか・・・

各区が納得できる物差しとして  
基準財政需要額を作り、財源不足額  
に応じて各区に交付される。

# 基準財政需要額の仕組み

## 基準財政需要額とは

各区が「ひとしく行うべき事務」を合理的かつ妥当な水準で処理するために必要な経費で、事業別に算出している。經常経費と投資的経費に分かれている。

- ① 經常経費・・・毎年かかる経費
- ② 投資的経費・・・施設の改築等に係る経費で、実際には毎年発生する経費ではないが、必要経費を平年化して毎年算定している。

## 自主財源とは

「ひとしく行うべき事務」ではないが、**各区の状況によって必要となる需要**（基準財政需要額で捕捉できない行政需要）。その他諸費と基準財政収入額の調整で、**標準税収入の約25%が算定**されている。

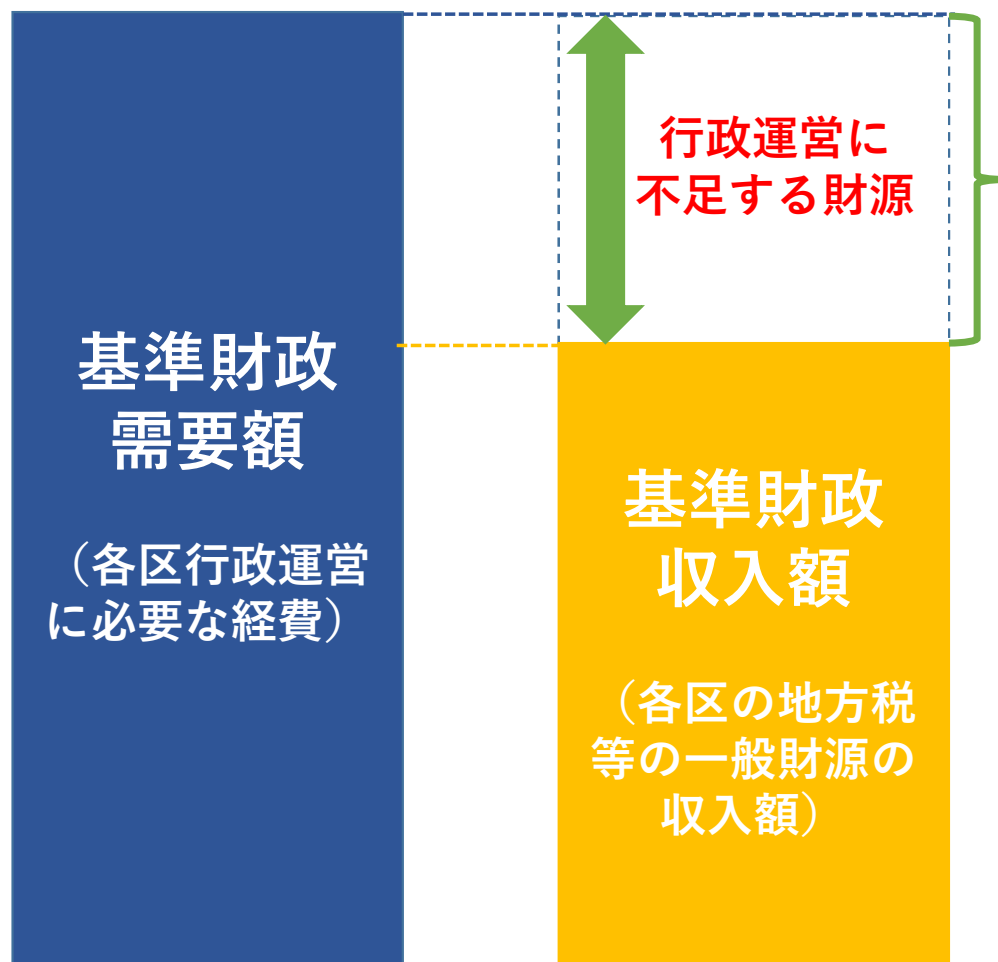
⇒江戸川区では**約170億円**程度の自主財源が算定されている

## 基準財政需要額

その他諸費 (自主財源等)
教育費
土木費
経済労働費
清掃費
衛生費
民生費
議会総務費

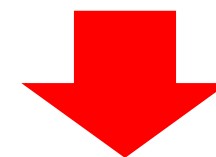
行政運営に必要な経費が全てが算定されている

# 財政調整交付金（普通交付金）の仕組み



## 財政調整交付金（普通交付金） として各区に交付

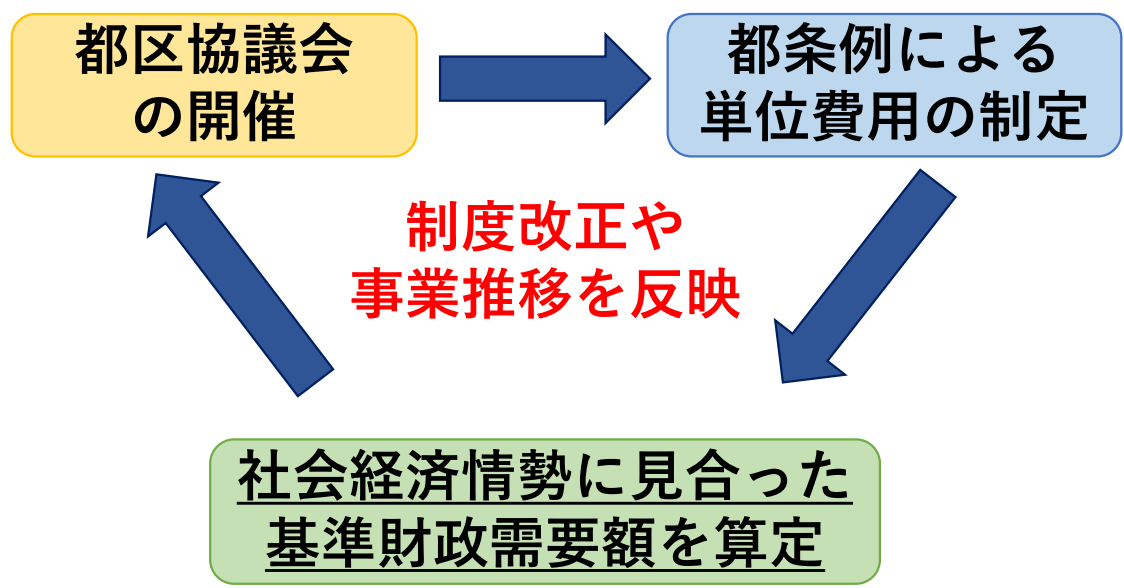
基準財政需要額と基準財政収入額の差額を財政調整交付金で交付することで、各区が行政運営を行うために、不足する財源を保障する役割を果たしている。



財調上ついているとおりに  
やれば区は財政破綻しない

# 基準財政需要額見直しの仕組み

財調制度の基準財政需要額の算定にあたっては、法令や制度の趣旨に則って適切に制度運営を行った場合に必要となる経費をできるだけ忠実に反映させる必要があるため、毎年見直しを実施している。



## ポイントまとめ

財調算定どおりやれば財政破綻しない

財調算定は都区間で毎年見直しを実施



財調制度の基準財政需要額の算定金額は、健全財政を維持していくための行政サービス水準を図る物差しとなる

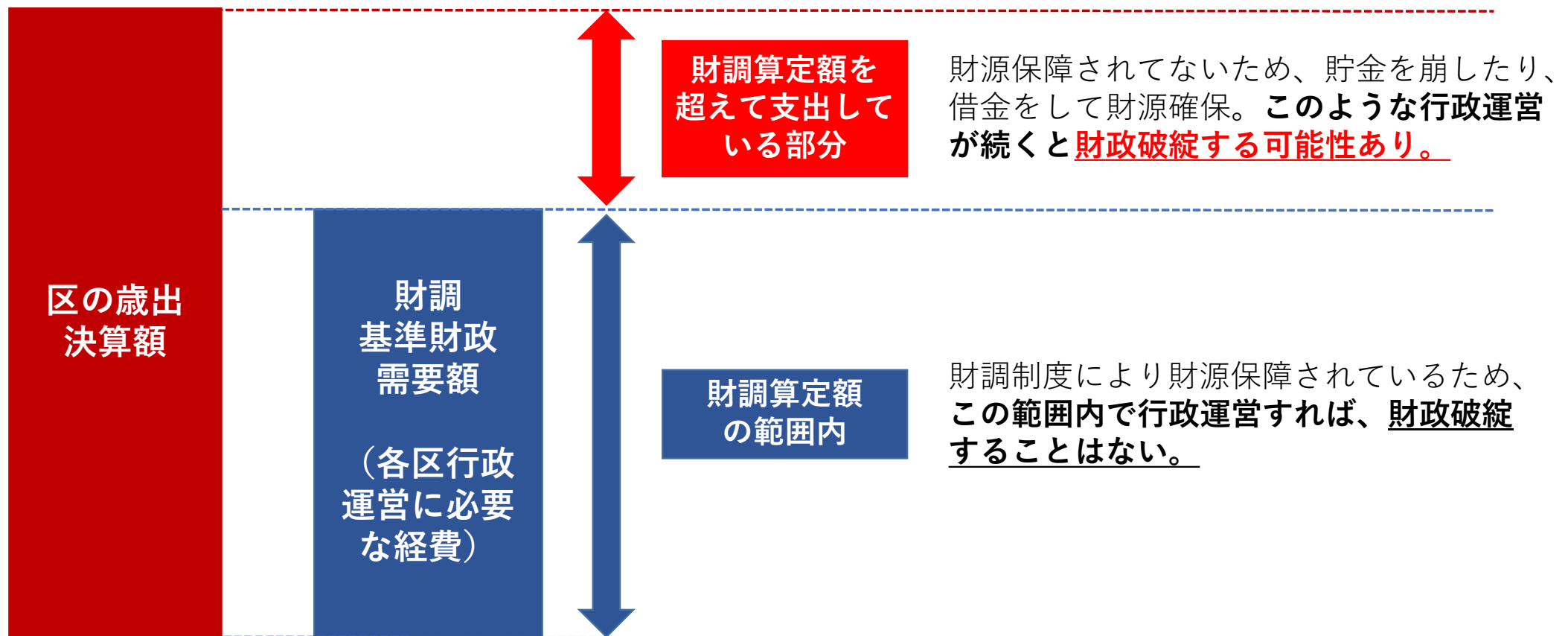
※ただし、あくまで財調交付金は用途に制約のない一般財源なので、財調の算定通りに事務を実施しなければならないものではない。

【質問】 財調制度のことにつきましては、私はひも付きではなくて、例えばフリーで使えるようなものであれば、もっと自由度が高まると思います。（中略）財調というのは区が自由に使えるものであるとして、さまざまなところに手心を加えていただくのはいいのですが、そういったものの中で区の自主性というものが奪われる。むしろあっては困ると思うこともあります。（中略）ご所見をお伺いしたいと思います。

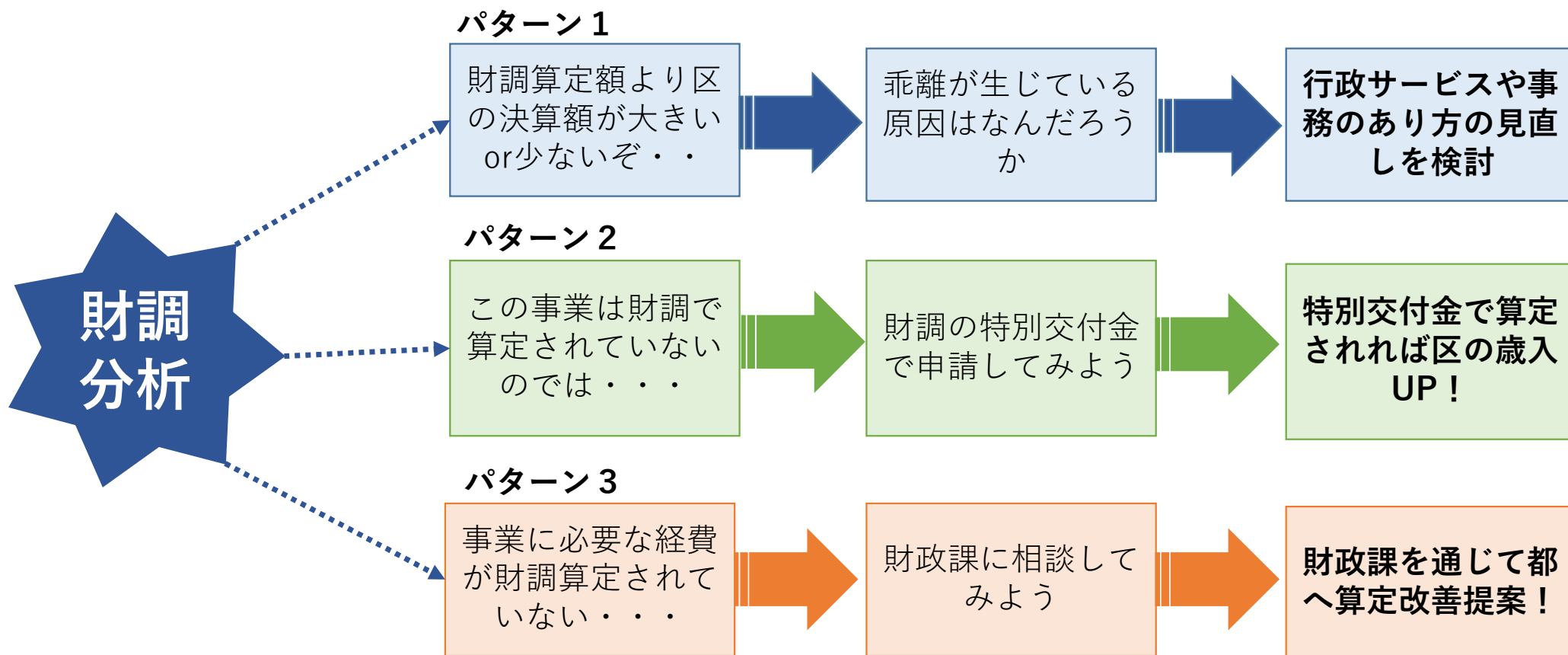
【回答】 都区財政調整の交付金については、用途は一切制約されておられませんので、財調交付金の範囲の中で一般財源として自由に使って良いものです。 ですから、財調上、算定されているのでそうしなければいけないとか、そういう議論をする必要はないということです。ご安心いただくために、財調上ついているとおりにやれば、区は財政破綻しないんです。 ですから、財調上ついていますよということでご安心いただくという説明の仕方はあるかもしれませんが、ではそう使わなければいけないかといったら一切ありません。全くの自主財源というふうにお考えください。 ただ、先生がおっしゃるように、逆に用途を一切書かない状態で配る配り方でできるのかということです。例えば人口割というのは非常にはっきりしていますね。今、財調で使っている資料も人口割に近いのですが、人口割でと言ったら、千代田区へはわずかしきまきません。逆に、世田谷区へは多くいき過ぎてしまいます。なぜかということ、それぞれ事業ごとに効率性の問題だとか、地域特性だとか、いろいろなものが組み合わさってきますので、どうしても人口だけで単純にはいかない。では面積を入れるかといっても、面積を幾ら入れるのか、どれだけ入れるのかということ、また区間の議論になってきます。そこで、お互いに納得できる物差しが必要だということ、基準財政需要額というものをつくっているわけです。 例えば生活保護の事業は、自由裁量は全くありませんで、生活保護を多く出している区は、独自の判断で出しているわけではなく、国の制度であり、そういう地域事情であるがゆえに出さざるを得ないわけです。そうであれば、きちんと生活保護の需要が見られるような算定をしなければいけない。片や全くフリーに、各区の任意で実施している分野を一つ一つ計算していくというのは現実的ではありませんので、そういう部分についてはある程度幅を持たせて計算しようということ、細かいものとざっくりしたものを組み合わせながら需要をつくっているんです。 こういう需要で計算することで皆さん承知してくださいね、計算式で計算した結果については、それぞれの区で責任を持ってやってくださいねと、こういう世界だご理解をいただければと思います。交付税の世界でも同じように、算定が細かすぎて自治体の自主性を縛っているのではないとか、もっとざっくりできないかという議論がありますが、必ず行き着くところは、今お話ししたとおりの、ざっくりすればするほど究極のところ人口比例でいいですかという話になってしまうということです。その辺りをご理解いただければと思います。

# 財調分析の意義

財調分析とは・・・区決算と財調算定額を比較すること。行政サービス水準や行政運営水準が把握可能。



# 財調分析の効果



※財調算定額は23区の平均水準となります。財調分析をして江戸川区の水準を知ること、江戸川区の特徴が見えてきたり、事業のあり方・手法を検討するきっかけや材料になります。

# 財調分析の注意点

## 注意点 1

基準財政需要額は細かいものとざっくりしたものを組み合わせながら需要をつくっています。そのため、ざっくり積算した事業については、比較が難しく、うまく分析できないケースがあります。また、財調の事業単位と区の中事業単位は異なるため、事業によっては、比較にあたり経費を切り分けたり統合する必要があります。

※各区の取組みが様々である事業は、財調ではざっくり算定されている事業が多く、細かい事業の分析が困難な事業が多くあります。

## 注意点 2

基準財政需要額の見直しは、基本的には決算額が出てから行います。そのため、法改正等により事務の変更が生じた事業は1年遅れでそれが反映されます。財調の算定額はその年度の最新の状況には対応していません。

## 注意点 3

財調交付金は使途に制約のない一般財源です。財調分析により、直ちに財調の算定どおりに事業を実施したり、経費を増減したりする必要はありません。あくまで、行政サービス水準を図る物差しとして、事業分析・改善の一助としてください。<sup>30</sup>

# 【参考】目的別財調分析結果（全体） ※5 次年（H28～R2 年度）平均

（単位：百万円）

	一財決算 A	財調算定 B	差額 B-A	充足率 B/A	23区 充足率 (当初算定)	特別 交付金	自主財源 算定推計額		
議会費	898	845	△52	94.2%	90.5%	2,217	16,977		
総務費	26,445	13,222	△13,222	50.0%	51.7%				
民生費	70,812	71,340	528	100.7%	87.5%				
社会福祉費	14,849	18,802	3,953	126.6%	115.5%				
老人福祉費	14,569	13,045	△1,524	89.5%	76.8%				
児童福祉費	30,378	28,771	△1,606	94.7%	77.1%				
生活保護費	11,015	10,722	△293	97.3%	99.9%				
衛生費	14,769	14,410	△360	97.6%	91.1%				
経済労働費	1,504	937	△567	62.3%	46.4%				
土木費	14,909	12,713	△2,195	85.3%	73.8%				
教育費	28,087	30,768	2,681	109.5%	83.7%				
公債費	4,045	1,908	△2,137	47.2%	53.0%				
全体	163,683	147,035	△16,648	89.8%	82.8%			91.2% △14,431	101.6% 余2,545

【参考】 目的別財調分析結果（投資/經常別） ※ 5 か年（H28～R2年度）平均

	投資的経費				經常経費				(単位：百万円)
	一財決算 A	財調算定 B	差額 B-A	充足率 B/A	一財決算 A	財調算定 B	差額 B-A	充足率 B/A	
議会費	2	0	△2	-	896	845	△51	94.3%	
総務費	10,638	590	△10,048	5.5%	15,807	12,632	△3,175	80.0%	
民生費	1,075	3,301	2,226	307.1%	69,737	68,039	△1,698	97.6%	
社会福祉費	145	540	394	372.4%	14,703	18,263	3,559	124.2%	
老人福祉費	84	938	854	1116.7%	14,484	12,106	△2,378	83.6%	
児童福祉費	832	1,823	991	219.1%	29,545	26,948	△2,597	91.2%	
生活保護費	2	0	△2	-	11,012	10,722	△291	97.4%	
衛生費	166	1,851	1,684	1115.1%	14,603	12,559	△2,044	86.0%	
経済労働費	32	81	49	253.1%	1,472	856	△616	58.2%	
土木費	8,348	4,128	△4,219	49.4%	6,561	8,585	2,024	130.8%	
教育費	7,703	12,764	5,061	165.7%	20,384	18,004	△2,380	88.3%	
公債費	0	0	0	-	4,045	1,908	△2,137	47.2%	
全体	28,218	22,714	△5,503	80.5%	135,465	124,321	△11,145	91.8%	

※大型区民施設整備基金、JR小岩地区街づくり基金、教育施設整備基金への積立金は投資的経費の各目的に加算

## 【参考】 財調の特別交付金

### 財調の特別交付金とは

財調制度の特別交付金は、普通交付金とは全く異なる仕組みで各区に交付される申請方式の財調交付金です。**財調の基準財政需要額の算定方法によっては捕捉されなかった各区個別の財政事情等があれば、どんな事業でも獲りにいける交付金です。**毎年7月下旬頃に特別交付金の申請依頼がきて、江戸川区からは150件以上の事業を申請しています。詳しくは、全庁ポータルに「都区財政調整制度解説」資料を掲載しています。



# 第2部

# 財調分析のやり方

※実務担当者向け

令和4年度  
経営企画部 財政課

# 財調分析に必要なもの

資料名	内容	掲載場所
<p><b>①財調算定本</b>            ※正式名「令和〇〇年度            都区財政調整」 都区政課            発行</p>	<p>財調の算定事業とその算定金額が掲載されているほか、補正係数の種類や財調算定全体の仕組みについてまとめている本です。            ※ここで記載されている算定金額は標準区としての需要額となります。</p>	<p>東京都行政部ホームページ            行政部トップ&gt;区市町村行            財政&gt;特別区財政調整交付            金について</p>
<p><b>②財調個表</b></p>	<p>財調算定本の補助的な資料です。財調の算定事業について、算定本では確認できない事業毎の概要、算定の考え方や都区間の協議等の経過がまとめてあります。</p>	<p>全庁ポータル</p>
<p><b>③マクロ分析データ</b></p>	<p>財調の算定事業について、標準区の算定金額を江戸川区の算定金額に換算したデータです。            ※毎年6月下旬頃に完成します。</p>	<p>全庁ポータル</p>
<p><b>④決算統計データ            差引簿            など区の決算額が            分かるもの</b></p>	<p>決算統計データは、毎年5月末に各部から提出される決算統計の資料をベースに財政課で作成します。各中事業について特定財源を除いた区の負担額（一般財源）が確認できます。差引簿は財務会計システムから出力でき、節内の執行金額が確認できます。</p>	<p>全庁ポータル            財務システム</p>

# 必要資料の公開

財調分析に必要な資料は、全庁ポータル「ドキュメント集 - 03\_財務 - 10\_都区財政調整制度 - 05\_財調を活用した事業分析」に掲載しています。



全庁ドキュメントサイト [ドキュメント集](#) [テンプレート集](#) [検索](#) [ヘルプ](#)

## 10\_都区財政調整制度 ▶ 05 財調を活用した事業分析

サイトコンテンツ

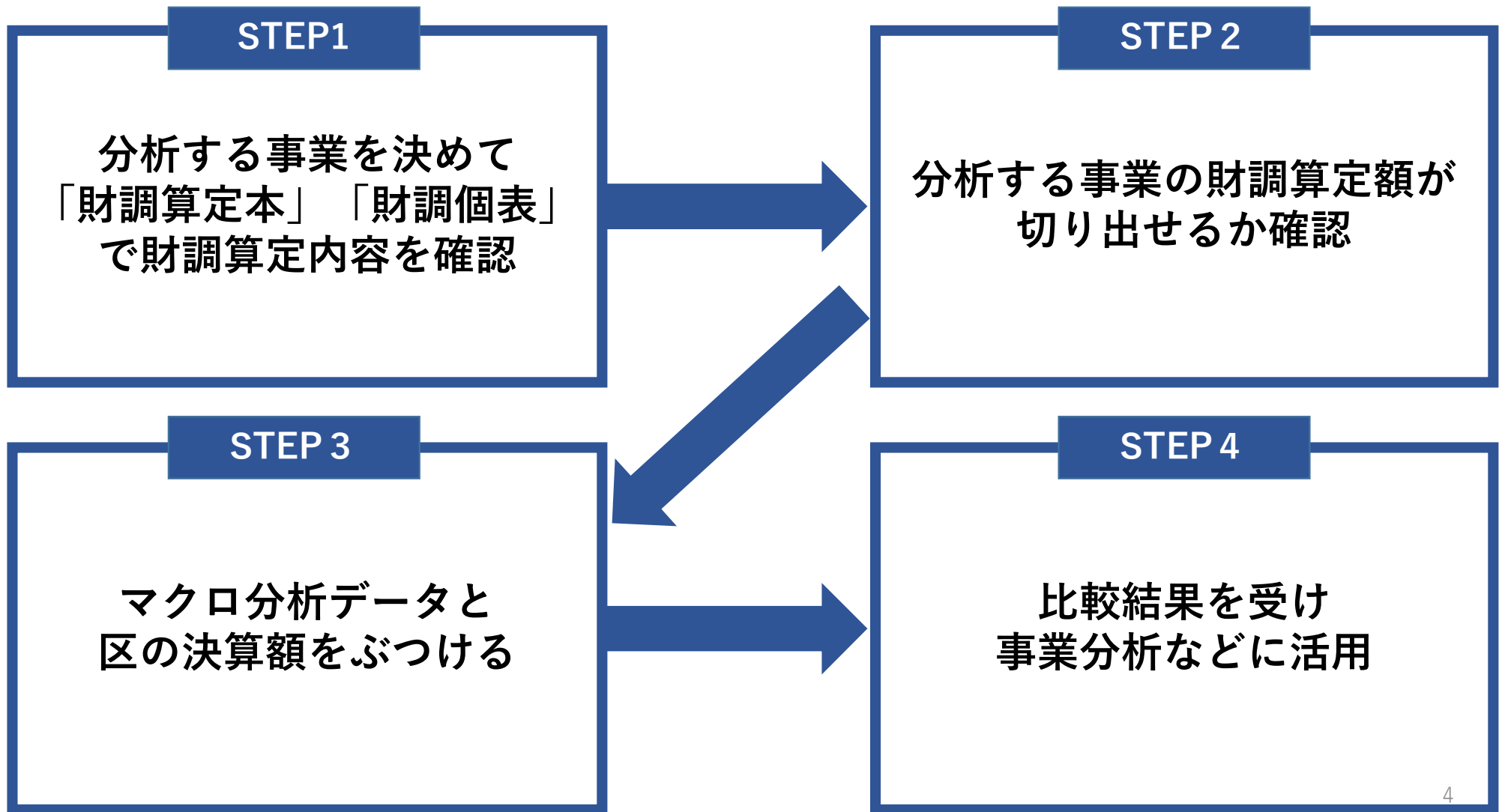
- 01\_区政運営
- 02\_人事・研修・給与・福利厚生
- 03\_財務
  - 01\_予算
  - 02\_契約
  - 03\_予算執行
  - 04\_決算
  - 05\_財産管理
  - 06\_財産統計・資料
  - 07\_財務会計システムQ & A
  - 08\_全国都道府県財政課長
  - 09\_新公会計制度
  - 10\_都区財政調整制度
    - 01 都区財政調整制度解説
    - 02 普通交付金
    - 03 特別交付金
    - 04 都区財政調整協議会
    - 05 財調を活用した事業分析
      - 01 マニュアル

新規 ▼ アップロード ▼ 操作 ▼

種類	名前	更新日時	担当係	<input type="checkbox"/> 更新者	バージョン
📁	01 マニュアル	2022/06/29 11:51	財政係		1.0
📁	02 財調算定本	2022/06/29 11:47	財政係		1.0
📁	03 財調個表	2022/06/29 11:47	財政係		1.0
📁	04 マクロ分析データ	2022/06/29 11:48	財政係		1.0
📁	05 決算統計データ	2022/06/29 11:48	財政係		1.0

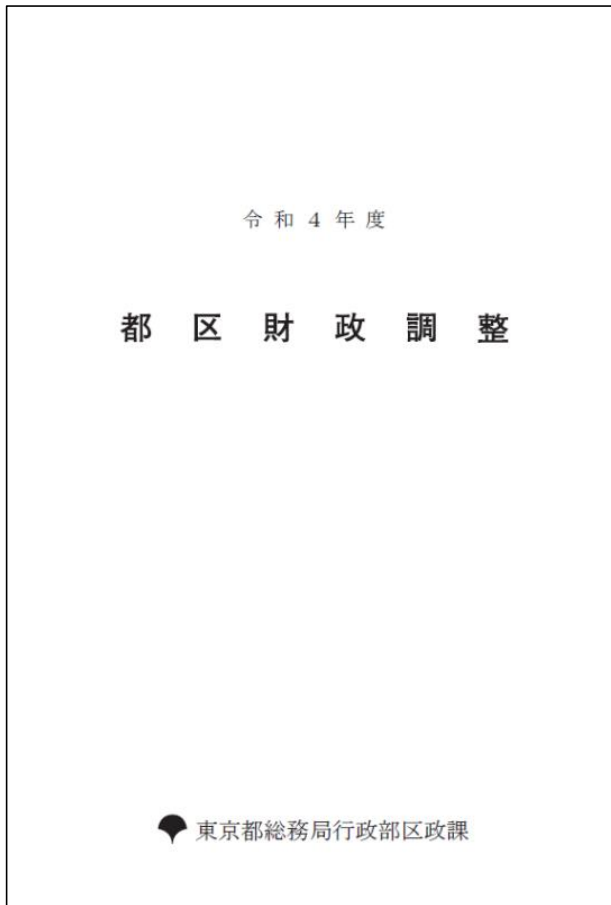
📄 ドキュメントの追加

# 財調分析の流れ



# 財調算定事業の確認方法

## 財調算定本



## 財調個表

算定本ページ	54	測定単位	人口	事業名	R04都区財政調整算入事業個表
議会総務費	総務管理費	一般管理事務費			
<p>【算定内容】                      (参考) アルバイト賃金 1,750人分はS51.【@2,000円×16日×120人 (S50)】                      3,840,000円+@2,200=1,750人分                      ・ 災害補償費(職員公務災害見舞金)                      共同処理経費 (S47~)として人事・厚生事務組合への分担金を算入                      特人厚「特別区職員公務災害等見舞金」区分担金総額/23区</p> <p>【経費改定の考え方】                      数値が自動的に増減しない項目                      ・ 宿日直手当単価、交際費、負担金補助及び交付金                      ・ 職員手当等：時間外勤務手当(時間)                      ・ 賃金：アルバイト賃金(人数)                      ・ 旅費：近接地内(回数、月数)                      : 近接地外(回数)                      その他項目は統一単価改定による</p>					
<p>固定費の内容                      標準区経費一(給与費 204.55人分+ファクシミリ賃借料 13台分+職員情報システムリース料+地方債協会負担金等分担金)</p>					
年度	経 緯 等				
H1	ファクシミリの導入 29台				
H3	パソコン、ワープロ設置台数の充実(事務のOA化の進展に対応) パソコン 21台→40台 (J→J3年) ワープロ(卓上型)0台→80台(購入) ワープロ(据置型)42→70台 (J→J3年) ※効率的利用を図るため、従来の組織別配置(部1.5、課1)の見直し				
H12	戸籍人口比率による密度補正を導入 補正式の簡略化→別表の区分を廃止 条例による事務処理特例により、私立幼稚園、私立専修学校及び私立各種学校に 関する認可、指導等に係る人件費相当分を控除				
H16	備品購入費のうち、ワープロ算定分を廃止 ルール改定(名称変更：一般管理費・管理事務費→一般管理事務費)				
H19	人件費削減(委託化)△20人				
H22	人件費削減(委託化・電算化等)△63.3人、時間外勤務手当、普通旅費見直し 職員情報システムリース料算定(人件費振替分)				
H23	電子計算事務費の見直しに合わせ、パソコン賃借料を「電子計算事務費」に統合し、算定廃止				
H24	電気料削減にあわせ、時間外勤務手当を5%削減				
H27	標準職員数の見直し(353.50人→349.20人、△4.30人) 標準職員数の見直しに伴う時間外勤務手当及び旅費を見直し				
H28	標準職員数の見直し(349.20人→350.23人、+1.03人) 標準区旅費の見直し(701円→501円) ※旅行雑費200円の廃止				
R3	【削減】地方債協会負担金等分担金について、実態を踏まえ、算定削減 会計年度任用職員制度の導入に伴い、人件費単価に期末手当等の支給を反映				

財調個表には財調算定本の掲載ページが記載されています。



財調算定本も財調個表もデータ量が多いので、特定の事業を探す場合は、検索機能を使うと便利です。

# 財調算定科目と関連部署

財調算定科目 (行政費目)	江戸川区の主な関係部署
その他諸費	学校用地取得の地方債元利償還金、都計金の裏分、自主財源
教育費	文化共育部、子ども家庭部、教育委員会
土木費	都市開発部、環境部、福祉部、土木部
経済労働費	産業経済部、SDGs推進部、福祉部
清掃費	環境部
衛生費	環境部、健康部
民生費	文化共育部、生活振興部、福祉部、子ども家庭部、健康部、教育委員会
議会総務費	経営企画部、SDGs推進部、総務部、新庁舎・施設整備部、危機管理部、文化共育部、生活振興部、会計課、監査委員事務局、選挙管理委員会、区議会事務局

# 【例1】 ①財調算定事業を確認する（算定本）

## 【例1】 ファミリー・サポート・センター事業の財調分析

財調算定本			
事業の種別	事業種別	事業内容	計 画 額 (円)
第1部	福祉事業	乳児家庭全戸訪問事業	13,598,450円
		特定財源	9,004,000円
		国庫支出金	①13,598,450円 × 1/3 = 4,502,600円
		都支出金	②13,598,450円 × 1/3 = 4,502,600円
		都支出金	③13,598,450円 × 1/3 = 4,502,600円
第2部	福祉事業	実習施設訪問事業	7,774,507円
		特定財源	5,180,000円
		国庫支出金	①7,774,507円 × 1/3 = 2,591,502円
		都支出金	②7,774,507円 × 1/3 = 2,591,502円
		都支出金	③7,774,507円 × 1/3 = 2,591,502円
第3部	福祉事業	子どもを守る地域ネットワーク構築推進事業	4,451,926円
		特定財源	2,966,000円
		国庫支出金	①4,451,926円 × 1/3 = 1,483,975円
		都支出金	②4,451,926円 × 1/3 = 1,483,975円
		都支出金	③4,451,926円 × 1/3 = 1,483,975円
第4部	福祉事業	子育て相談支援事業	18,805,707円
		特定財源	2,902,000円
		国庫支出金	①18,805,707円 × 1/3 = 6,268,569円
		都支出金	②18,805,707円 × 1/3 = 6,268,569円
		都支出金	③18,805,707円 × 1/3 = 6,268,569円
第5部	福祉事業	ファミリー・サポート・センター事業	17,417,571円
		特定財源	9,464,000円
		国庫支出金	①14,196,528円 × 1/3 = 4,732,000円
		都支出金	②14,196,528円 × 1/3 = 4,732,000円
		都支出金	③14,196,528円 × 1/3 = 4,732,000円



拡大

費 事 業 費	ファミリー・扶 助 費	17,417,571	ファミリー・サポート・センター事業	17,417,571円
	サポ ー ト ・		{ 特定財源 <span style="float: right;">9,464,000円</span> 国庫支出金 @14,196,528円 × 1/3 = 4,732,000円 都支出金 @14,196,528円 × 1/3 = 4,732,000円                 }	
	セ ン タ ー			
	事			
	業			

- 118 -

財調本P118 (R3)

# 【例1】 ①財調算定事業を確認する (個表)

財調算定本の記載ページ  
測定単位  
経費の種類  
が記載されています。

算定本ページ	118	測定単位	18歳未満人口	R03都区財政調整算入事業個表
款	項	事業名		
民生費	児童福祉費	【地域子ども・子育て支援事業費】 ファミリー・サポート・センター事業		

## 財調個表

**事業の概要**  
乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

この事業にどのような経費が含まれているか記載されています。

算定金額の考え方や、見直しの考え方が記載されています。

**財調算定の考え方**  
対象経費の実支出額に基づき、標準区を設定。  
(前々年度の子ども・子育て支援交付金精算書による)

**固定費の内容**  
一部固定

経費は2種類に分かれます  
・ **固定費**：23区同じ算定額  
・ **比例費**：23区の行政規模（測定単位）に比例して算定  
  
※この事業は一部固定なので、算定額は、経費の一部が、測定単位である18歳未満人口に比例することを意味します。

財調算定にあたっての見直しの経緯が記載されています。

年度	経緯等
(H13)	新規算入すべきと提案するも、協議不調 都主張) 国の動向を踏まえて検討すべき
H14	ファミリーサポートセンター運営費として算入開始 算定後5年間は都支出金の補助率を1/4とし、6年目以降は補助制度に変更がない場合には1/8とする。
H18	次世代育成支援対策交付金の創設により、財源構成を変更 (ルール改定) 都3/4負担→国1/2、都1/4 (都単)へ
H21	特別区の施策の見直しにより、特定財源としての都補助金が子ども家庭支援 包括に統合されることに伴い、算定廃止
H24	節電対策を踏まえ、電気料を5%削減。
H28	子ども・子育て支援新制度の反映に伴い、ファミリー・サポート・センター 事業として整理を行い、ファミリーサポートセンター運営費から事業名を 変更。

# 【例1】 ②決算額を拾う

## 決算統計データ

		AO	AR	AS	AT	AU	AV	AX	AY	AZ	BA	BB	BC	BD	BE	BF	BG	BH	BI
4																			
5																			
6			歳出	歳出集計			歳入側	歳入科目					歳入節以下						
7	中名称	節名称	決算額	決算額	充当額	差引一般財源	充当額	款	項	目	款	項	目	節	細	細	節名称	細節名称	細々節名称
7825	ファミリー・サポート・センター事業費		0	11,800	11,800	0	0	'00	'00	'00				'00	'00	'00			
7826	ファミリー・サポート・センター事業費		0	0	0	0	5,900	'13	'02	'07	国庫	国庫	子ども	'03	'00	'00	子ども・子育て支援交付金		
7827	ファミリー・サポート・センター事業費		0	0	0	0	5,900	'14	'02	'11	都支	都補	子ども	'09	'00	'00	子ども・子育て支援交付金		
7828	ファミリー・サポート・センター事業費	委託料	11,800	0	0	0	0	'00	'00	'00				'00	'00	'00			
7829	ファミリー・サポート・センター事業費		0	17,458	0	17,458	0	'00	'00	'00				'00	'00	'00			
7830	ファミリー・サポート・センター事業費	委託料	17,458	0	0	0	0	'00	'00	'00				'00	'00	'00			
11930		合計	29,258	29,258	11,800	17,458	11,800												

①  
決算額

②  
充当額

③  
一般財源額

### 【！注意！】

決算統計データの充当額は、単年度の歳入決算額をベースに充当額が入力されています。翌年度清算がある補助金の場合は、この数値によらず、清算後の数値で区の負担額を計算しないと、正しい負担額を算出できません。

※決算統計データについては全庁ポータルに掲載しているデータ内で「データの見方」を掲載しています。

# 【例1】 ③江戸川区の財調算定額を拾う

## マクロ分析データ

算定本の経費  
(標準区経費)

江戸川区の  
行政規模に換算した経費

財調経費種類	財調事業区分	節名	性質	数量	経費 (円)	単位費用 (円)	段階算定額 (千円)	補正 1	算定額合計 (千円)	款	項
児童福祉費(1824ファミリー・サポート・センター事業)	扶助費	04扶助費		1	10,464,568	223	10,465	0	10,465	03民生費	33民・児童福祉費
児童福祉費(1824ファミリー・サポート・センター事業)	(特定財源)	15(特定財源)		1	-5,686,232	-121	-5,686	0	-5,686	03民生費	33民・児童福祉費
児童福祉費(1824ファミリー・サポート・センター事業)	扶助費	04扶助費		2	6,953,003	148	14,825	314	15,139	03民生費	33民・児童福祉費
児童福祉費(1824ファミリー・サポート・センター事業)	(特定財源)	15(特定財源)		2	-3,777,768	-80	-8,055	-170	-8,225	03民生費	33民・児童福祉費
				合計	<u>7,953,571</u>					合計	<u>11,693</u>

標準区の財調算定金額

$$17,417,571円 - 9,464,000円 = 7,953,571円$$

## 財調算定本

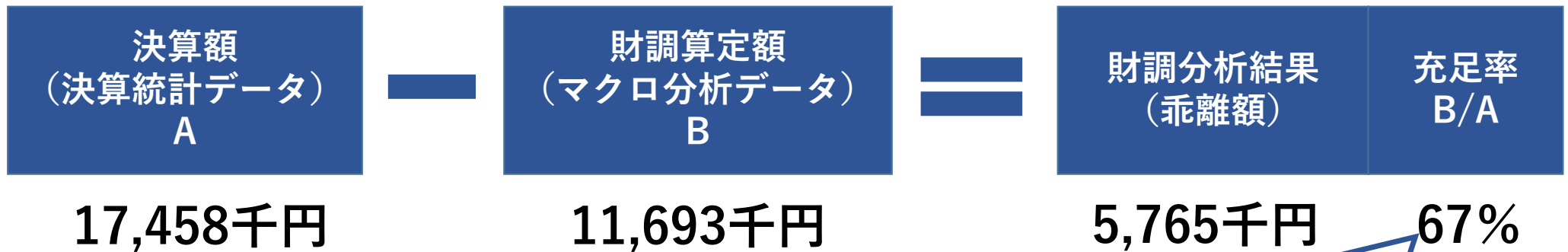
事	ファミリー・扶助費	<u>17,417,571</u>	ファミリー・サポート・センター事業	17,417,571円
業	サポート・センター事業		特定財源 <u>9,464,000円</u> 国庫支出金 @14,196,528円 × 1/3 = 4,732,000円 都支出金 @14,196,528円 × 1/3 = 4,732,000円	
費				

江戸川区の財調算定金額に換算

※マクロ分析データについては「データの見方」の資料を全庁ポータルに掲載しています

# 【例1】④財調分析結果

## ★ファミリー・サポート・センター事業の財調分析結果



財調算定水準（23区の水準）より、  
経費がかかっている・・・？

### 分析結果考察

このファミリー・サポート・センター事業は江戸川区では委託料で支出していますが、財調算定は委託料ではなく補助費で算定されているため、今回の分析の数字には現れていませんが、11,693千円の算定額の他に正規職員の人件費がかかっていると考えられます。財調算定では、人件費は各科目の総務費で一括算定しており、令和3年度は正規職員1人当たりの人件費は約770万円で算定されています（財調算定本第2部第2章より）。財調分析では職員の人件費も含めた分析を個別の事業で行うことは困難です。そのため今回の事業費のみの分析では、約576万円財調水準より経費がかかっているという結果が出ましたが、江戸川区は委託で実施しており正規職員の人件費があまりかかっていないことを考えると、財調算定より低い水準で事業を実施できていると考えられます。

このように、委託化により人件費削減を実現している事業であり、財調算定が委託ではない事業は、財調分析結果に、人件費の削減部分を考慮して結果を見るとより全体が見えてきます。

# 【例2】 ①財調算定額を確認する

		財調算定本			
母子保健費	母子歯科健康診査費	旅費	1,022		
		普通旅費			
		近接地内	@511円 × 2回 =	1,022円	
		需用費	1,280,810	消耗品費・印刷製本費	1,280,810円
		役務費	406,700	通信運搬費	406,700円
		委託料	5,992,370	妊婦歯科健診	5,992,370円
		備品購入費	28,300	診査用備品	28,300円
	計	25,894,662			

**【例2】**  
妊婦歯科健診事業の  
財調分析

財調個表

算定本ページ	154	測定単位	人口	R04都区財政調整算入事業個表
款	項	事業名		
衛生費		【母子保健費】 母子歯科健康診査費		

妊婦歯科健診は、財調算定上では、母子歯科健康診査費の中で算定されている事業の中のひとつであることが分かります。

財調算定本からは、母子歯科健康診査費の委託料で算定されている事業が妊婦歯科健診だとわかります。

事業の概要	母子保健法第12、13条（健康診査）に基づいて実施する事業で、具体的には、妊婦、1歳6か月児、3歳児、乳幼児を対象に歯科健康診査を実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊婦歯科健康診査（個別健診） う蝕、歯肉炎等に罹患しやすい妊婦に対し、歯科健康診査を実施し、妊婦の歯科衛生の向上を図る。</li> <li>1歳6か月児歯科健康診査（集団健診） 1歳6か月児歯科健康診査を実施し、6か月毎（2歳児、2歳6か月児）に経過観察を行うとともに、必要に応じて予防措置を実施する。</li> <li>3歳児歯科健康診査（集団健診） 3歳児健康診査にあわせ、歯科健康診査及び保健指導を実施する。</li> <li>乳幼児歯科健康診査（集団健診） 3か月児健康診査時に、乳幼児の虫歯予防について、保護者に対し衛生教育や保健指導を実施する。 ※乳幼児歯科相談事業を含む。（※26/6/13確認 区政課経由 福保局回答）</li> </ul>

# 【例2】 ②決算額を拾う

予算差引簿

● 検索条件

検索する予算科目、期間を選択し「印刷」又は「CSV」ボタンを押下して下さい。検索結果の一覧を見たい場合は「次へ」ボタンを押下して下さい。

● 検索結果

ヘルプ

終了

団体	0 江戸川区
年度	令和03年度
所属	221600 健康部・健康サービス課
期間	令和03年04月01日 ~ 令和04年05月31日
会計	1 一般会計
予算区分	0 現年度

科目情報	
会計	1 一般会計
款項目	14 健康費
大事業	01 保健衛生費
中事業	03 健康サービス費
小事業	06 母子保健指導経費
節	01 妊産婦保健指導費
細々節	12 委託料

予算情報(単位:円)	
予算現額	403,955,000
配当額	402,880,000
推定累計額	370,755,502
配当残額(推定)	32,124,498
負担行為済額	370,755,502
配当済額	32,124,498
支出済額	370,755,502
支出残額	32,124,498

差引簿

科目を検索	款名称	項	項名称	目	目名称	事業	事業名称	節	節名称	件名	支出命令額
印刷	健康費	'01	保健衛生費	'03	健康サービス費	'060100	母子保健指導経費	'12	委託料	妊婦歯科健診委託(4月健診分)	710,424
CSV	健康費	'01	保健衛生費	'03	健康サービス費	'060100	母子保健指導経費	'12	委託料	妊婦歯科健診委託(5月健診分)	1,027,026
次へ	健康費	'01	保健衛生費	'03	健康サービス費	'060100	母子保健指導経費	'12	委託料	妊婦歯科健診委託(6月健診分)	1,119,690
	健康費	'01	保健衛生費	'03	健康サービス費	'060100	母子保健指導経費	'12	委託料	妊婦歯科健診委託(7月健診分)	996,138
	健康費	'01	保健衛生費	'03	健康サービス費	'060100	母子保健指導経費	'12	委託料	妊婦歯科健診委託(8月健診分)	895,752
	健康費	'01	保健衛生費	'03	健康サービス費	'060100	母子保健指導経費	'12	委託料	妊婦歯科健診委託(9月健診分)	1,158,300
	健康費	'01	保健衛生費	'03	健康サービス費	'060100	母子保健指導経費	'12	委託料	妊婦歯科健診委託(10月健診分)	440,154
	健康費	'01	保健衛生費	'03	健康サービス費	'060100	母子保健指導経費	'12	委託料	妊婦歯科健診委託(11月健診分)	2,517,372
	健康費	'01	保健衛生費	'03	健康サービス費	'060100	母子保健指導経費	'12	委託料	妊婦歯科健診委託(12月健診分)	648,648
	健康費	'01	保健衛生費	'03	健康サービス費	'060100	母子保健指導経費	'12	委託料	妊婦歯科健診委託(1月健診分)	942,084
	健康費	'01	保健衛生費	'03	健康サービス費	'060100	母子保健指導経費	'12	委託料	妊婦歯科健診委託(2月健診分)	911,196
	健康費	'01	保健衛生費	'03	健康サービス費	'060100	母子保健指導経費	'12	委託料	妊婦歯科健診委託(3月健診分)	1,096,524
										<b>合計</b>	<b>12,463,308</b>

# 【例2】 ③江戸川区の財調算定額を拾う

## マクロ分析データ

算定本の経費  
(標準区経費)

江戸川区の  
行政規模に換算した経費

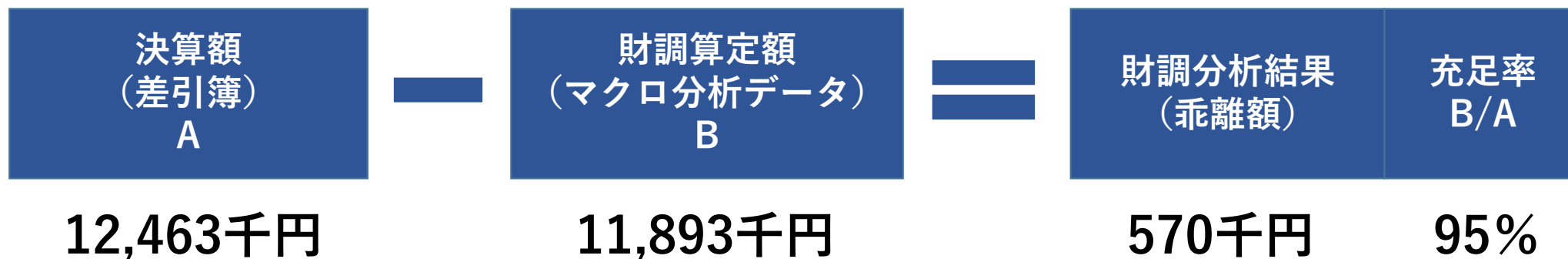
財調経費種類	財調事業区分	節名	性質	数量	経費(円)	単位費用(円)	段階算定額(千円)	補正1	算定額合計(千円)	款	項
衛生費	38母子歯科健康診査費	職員手当等	01人件費	2	28,800	0	57		57	04衛生費	41衛・保健衛生費
衛生費	38母子歯科健康診査費	報酬	01人件費	2	9,340,800	27	18,538		18,538	04衛生費	41衛・保健衛生費
衛生費	38母子歯科健康診査費	報酬	01人件費	2	8,815,860	25	17,496		17,496	04衛生費	41衛・保健衛生費
衛生費	38母子歯科健康診査費	委託料	02物件費	2	5,992,370	17	11,893		11,893	04衛生費	41衛・保健衛生費
衛生費	38母子歯科健康診査費	役務費	02物件費	2	406,700	1	807		807	04衛生費	41衛・保健衛生費
衛生費	38母子歯科健康診査費	需用費	02物件費	2	1,280,810	4	2,542		2,542	04衛生費	41衛・保健衛生費
衛生費	38母子歯科健康診査費	備品購入費	02物件費	2	28,300	0	56		56	04衛生費	41衛・保健衛生費
衛生費	38母子歯科健康診査費	旅費	02物件費	2	1,022	0	2		2	04衛生費	41衛・保健衛生費
合計					25,894,662			合計	51,391		

## 財調算定本

母子保健 基費	母子歯科健康診査費	旅費	1,022	普通旅費 近接地内 @511円 × 2回 = 1,022円
		需用費	1,280,810	消耗品費・印刷製本費 1,280,810円
		役務費	406,700	通信運搬費 406,700円
		委託料	5,992,370	妊婦歯科健診 5,992,370円
		備品購入費	28,300	診査用備品 28,300円
		計	25,894,662	

## 【例2】④財調分析結果

### ★妊婦歯科健診事業の財調分析結果



多少の乖離はあるが、充足率が高く、財調の算定水準で事業が実施できている。

# 【例3】 ①財調算定事業を確認する

## 【例3】 児童手当給付事業の財調分析

### 財調算定本

経費	児童手当報酬	2,021,220	会計年度任用職員 @11,229円 × 180人 = 2,021,220円
	給付事業費	6,393,600	職員手当等 @2,880円 × 185時間 × 12月 = 6,393,600円
	旅費	254,989	普通旅費 254,989円
	需用費	946,000	ケース訪問調査旅費 @511円 × 13,290件 × $\frac{1}{30}$ = 226,373円
			会議出席旅費 @511円 × 56回 = 28,616円
			消耗器材 291,000円
	役務費	4,124,000	印刷製本費 655,000円
			郵便料 4,124,000円
	委託料	5,576,000	封入封緘等 5,576,000円
	扶助費	5,037,300,000	児童手当等給付費（積算説明（3）参照）
	計	5,056,615,809	国制度分 4,510,500,000円
			区制度分 526,800,000円
			特定財源 3,830,640,000円
国庫支出金 3,150,780,000円			
		都支出金 679,860,000円	

### 財調個表

算定本ページ	108	測定単位	18歳未満人口	R04都区財政調整算入事業個表
--------	-----	------	---------	-----------------

款	項	事業名
民生費	児童福祉費	児童手当給付事業費

**児童手当**  
児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う、児童の健全な育成及び資質の向上に資する。

- 対象 中学生までの児童・生徒を養育している保護者
- 所得制限 有り
- 手当額
  - ◆3歳未満（月額15,000円、ただし所得超過者は月額5,000円）
  - ◆3～12歳未満（第1,2子：月額10,000円、第3子：月額15,000円）
  - ※ただし、所得超過者は、いずれも月額5,000円
  - ◆12～15歳未満（月額10,000円、ただし所得超過者は月額5,000円）
- 費用負担
 

3歳未満	被用者	国37/45、都4/45、区4/45(所得制限内)
	非被用者	国37/45、都4/45、区4/45(所得制限外)
3歳以上 小学校終了前	第1子・第2子	国4/6、都 1/6、区 1/6(所得制限内・外)
	第3子以降	国4/6、都 1/6、区 1/6(所得制限内・外)
中学生		国4/6、都 1/6、区 1/6(所得制限内・外)

※ 児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当法の規定に基づき国、地方、事業主がそれぞれ費用を負担する。

- 児童育成手当 受給者が公務員の場合 年齢に関わらず全額所属官庁が負担  
育成手当（月額13,500円）と障害手当（月額15,500円）を支給する。

# 【例3】 ②決算額を拾う

## 決算統計データ

目名称	中名称	節名	細目	細目	歳出 決算額	歳出集計 決算額	充当額	差引一般財 当	歳入 充当	歳入 科目	歳入 款	歳入 項	歳入 目
	児童育成（障害）手当支給費 集計				111,482	111,482	0	111,482					
	児童手当支給費 集計				10,405,079	10,405,079	8,796,066	1,609,013					
	児童育成手当支給費 集計				1,515,179	1,515,179	0	1,515,179					
	総計				12,031,740	12,031,740	8,796,066	3,235,674					

# 【例3】 ③江戸川区の財調算定額を拾う

マクロ分析データ

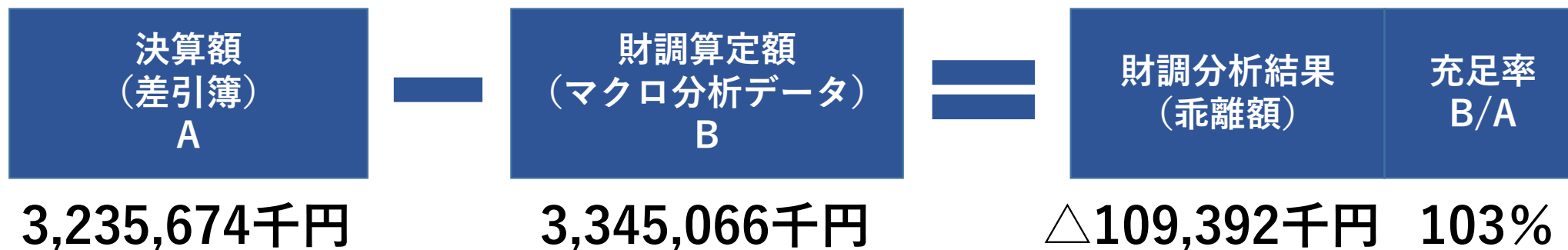
算定本の経費  
(標準区経費)

江戸川区の  
行政規模に換算した経費

財調経費種類	財調事業区分	節名	性質	標準区経費	経費 (円)	単位費用 (円)	段階算定額 (千円)	補正 1	算定額合計 (千円)	款	項
児童福祉費(1802児童手当給付事業費)		報酬	01人件費	2	2,021,220	43	4,309	1,285	5,594	03民生費	33民・児童福祉費
児童福祉費(1802児童手当給付事業費)		職員手当等	01人件費	2	6,393,600	136	13,632	4,223	17,855	03民生費	33民・児童福祉費
児童福祉費(1802児童手当給付事業費)		旅費	02物件費	2	254,989	5	544	131	675	03民生費	33民・児童福祉費
児童福祉費(1802児童手当給付事業費)		需用費	02物件費	2	946,000	20	2,017	406	2,423	03民生費	33民・児童福祉費
児童福祉費(1802児童手当給付事業費)		役務費	02物件費	2	4,124,000	88	8,793	771	9,564	03民生費	33民・児童福祉費
児童福祉費(1802児童手当給付事業費)		委託料	02物件費	2	5,576,000	119	11,889	3,552	15,441	03民生費	33民・児童福祉費
児童福祉費(1802児童手当給付事業費)		扶助費	04扶助費	2	5,037,300,000	107,177	10,740,167	893,538	11,633,705	03民生費	33民・児童福祉費
児童福祉費(1802児童手当給付事業費)		(特定財源)	15(特定財源)	2	-3,830,640,000	-81,503	-8,167,413	-172,778	-8,340,191	03民生費	33民・児童福祉費
				合計	1,225,975,809			合計	3,345,066		

## 【例3】 ④財調分析結果

### ★児童手当給付事業費の財調分析結果



多少の乖離はあるが、充足率が高く、おおむね財調の算定水準で事業が実施できている。1億円の乖離については、令和3年度時点において、児童育成手当の支給単価が財調基準より少ない点が要因と考えられる。

# 【例4】 ①財調算定額を確認する

## 財調算定本

### 7 態容補正 (Ⅲ)

#### (1) 目的

児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)の規定により児童相談所設置市として政令指定を受けた特別区の児童相談所関連事務に係る経費を加算するものである。

#### (2) 算出方法

$$1 + \frac{\left[ B \times \frac{\text{比例費}}{\text{標準区18歳未満人口 (外国人人口を含む)}} + \text{固定費} \right] \times \frac{\text{開設月数}}{12}}{A \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + \frac{\left[ B \times \frac{795,002,117\text{円}}{48,600\text{人}} + 254,919,445\text{円} \right] \times \frac{\text{開設月数}}{12}}{A \times 148,609\text{円}}$$

$$= 1 + \frac{\left[ B \times 16,358 + 254,919,445 \right] \times \frac{\text{開設月数}}{12}}{A \times 148,609}$$

#### 算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の日本人口）

B：当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の人口（外国人人口を含む。）

比例費：児童相談所関連経費のうち、比例費の差引一般財源の合計をいう。

固定費：児童相談所関連経費のうち、固定費の差引一般財源の合計をいう。

## 【例4】

## 児童相談所関係経費の財調分析

財調の基準財政需要額は、各区「ひとしく行うべき事務」を算定しています。しかし、児童相談所は設置区がまだ少なく、ひとしく行うべき事務として全区に対して児童相談所に係る経費を需要額に加算する段階ではありません。

そのような場合、財調算定では、各区の社会的・経済的・地理的諸条件の相違を需要額に反映させるために、算定額に係数を乗じて補正しています。児童相談所は設置区のみが必要額が加算されるよう補正係数を乗じる形で財調算定されています。

# 【例4】 ②決算額を拾う

## 令和3年度決算 児童相談所調査（区長会事務局より）結果

### ○児童相談所決算額

	9-1-1 児相運営経費	9-1-2 一保運営費	9-1-3 措置費	9-1-4 設置市事務※	9-1-5 児童福祉施設	9-1-6 その他	9-1-8 子ども家庭支援セン ター運営費	合計
歳出	1,387,583	463,201	2,411,611	441,840	73,161	0	42,866	4,820,262
特財	19,531	137,769	1,137,621	171,426	40,293	0	0	1,506,640
一財	1,368,052	325,432	1,273,990	270,414	32,868	0	42,866	3,313,622

### ※9-1-4設置市事務内訳

	①児童福祉 審議会	②指定療育 機関事務	③小児慢性 特定疾病	④障害児 入所給付費	⑤指導検査 事務	⑥事務処理特例	⑦入院助産	合計
事業費	4,372	0	181,136	184,852	53,119	5,133	13,228	441,840
特財	0	0	76,890	88,048	0	0	6,488	171,426
一財	4,372	0	104,246	96,804	53,119	5,133	6,740	270,414

# 【例4】 ③江戸川区の財調算定額を拾う

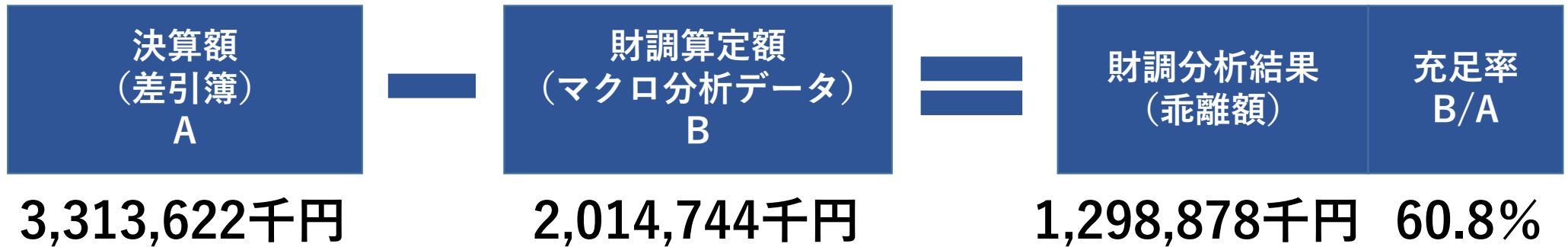
## マクロ分析データ

江戸川区の  
行政規模に換算した経費

財調経費種類	財調事業区分	節名	性質	経費(円)	単位費用(円)	段階算定額(千円)	補正1	算定額合計(千円)	款
		15子ども家庭支援センター運営費(先駆型)集計						29,042	
		49児童相談所関連経費集計						493,196	
		50一時保護運営費集計						138,773	
		51措置費(国基準分)集計						568,468	
		52児童相談所設置市事務集計						325,931	
		53旧都単独補助事業集計						459,334	
		総計						<b>2,014,744</b>	

## 【例4】④財調分析結果

### ★児童相談所関係経費の財調分析結果



区の決算額が財調算定額より約13億円多く、充足率が60.8%である。  
児相設置区がまだ少ないうえに、各区の決算実績を踏まえて財調算定の改善がされていない状況であるため、財調算定が実態に合っていない状況であることが乖離の原因と考えられる。

※児相関連経費の財調算定は都区間の協議の課題となっています。

終わりに・・・

財調制度に関することや、財調分析に関する  
ことで質問等ございましたら、財政課費目担当へ  
いつでもご連絡ください。

ご視聴いただきありがとうございました。